

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、商事機能とメーカー機能を併せた開発型企業として成長分野へ重点的な事業展開による事業活動を通じて、企業としての社会的な責任を果たしながら適正な利益を獲得し、継続的な企業価値(株主価値)の増大と安定的な配当を実現することが、株主をはじめとするステークホルダー(利害関係者)に対する基本的な使命であると認識しております。

そして当社は、この基本的な使命を遂行するために、健全で透明性が高くかつ公正な経営体制を構築し、また監査役会及び社長直轄の組織である内部監査室の監視の下で、迅速な意思決定を行い、コンプライアンスを含めたコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は、主要株主構成や国内外機関投資家の持株比率の現状を踏まえ、これまで議決権の電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりません。(海外投資家は現状では2.4%程度と少ない。)

今後は、国内外機関投資家などの持株比率の動向や、株主の皆様の利便性・費用対効果などを総合的に考慮しながら検討してまいります。

【補充原則1-2-5】

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載されている株主が有しているものとしておりますので、信託銀行等の名義で株式を有する株主の株主総会への出席や、議決権行使は認めておりません。今後は、実質株主の要望などを検討し、信託銀行等と協議しながら検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、毎月の定期同額給与と単年度業績に連動した年1回の利益連動給与により構成されています。中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬などの導入は、今後の検討課題としてまいります。

【補充原則4-10-1】

当社の取締役会は現在、取締役6名(内、独立社外取締役2名)及び監査役3名(内、社外監査役2名)で構成し、社外役員の割合がかなり高い体制としています。従って、取締役の候補者指名や報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性は十分保てる体制であり、独立社外取締役の適切な関与・助言が得られると判断していますので、現在のところ任意の諮問委員会などを設けて設置することはしていません。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性についての分析・評価は、国内外の先進事例などを参考にして、2015年度末までには実効性評価の方法等を検討し、2016年度以降に実効性の分析・評価を実施して、その結果の概要を開示してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

(1)当社は、業務提携や取引の維持・強化といった事業活動上の必要性等を総合的に勘案し、当社の企業価値向上のための中長期的な視点に立って、政策保有株式を保有しています。これらの政策保有株式は、取引先との関係の変化や当社を取り巻く事業環境の変化などを検討し、毎年取締役会で見直しを行います。

(2)保有株式に係る議決権の行使にあたっては、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、投資先企業の経営方針や戦略等を考慮した上で、当該企業の持続的な成長と企業価値向上に資するものであるか、それと同時に、当社の中長期的な企業価値向上に資するか否かの観点から総合的に判断して、議決権を行使いたします。

【原則1-7】

当社は、取締役が競業取引や利益相反取引を行う場合は、法令が定める手続に従い、当該取引につき重要な事実を開示して取締役会の承認を得なければならないこと、更に、当該取引を行った取締役は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならないことを、「取締役会規則」に定めています。

また、調達、生産・物流、営業などの各活動においては、法令を遵守した取引を行うことを、当社の「企業行動ガイドライン」で定めており、取引を行う場合の手続は「稟議規定」などに基づいて、決裁者の承認を得て行うこととしています。その取引先が主要株主である場合にも、同様な考え方・手続きに従って取引を行っています。

【原則3-1】

(1)経営理念等や経営戦略、経営計画

【経営理念】

当社は積極的なビジネス展開を進め、常に知恵を生かしながら『お客様にとってなくてはならない』存在として付加価値の高い製品・サービスを提供し、また、地球環境の保全を重要な使命の一つであると認識し、真に社会に貢献できる企業となることを目指しています。

【経営戦略】

当社は、事業の重点化と他社との差別化を重要な戦略と位置づけ、将来的に成長が期待できる事業分野と市場へ、経営資源を重点的に集中させ、「スピードある変化への対応」でビジネスの強化と領域の拡大に努めています。

また、当社のグローバル展開では、国内取引先企業の海外展開とも連携して、アジア各地の当社子会社を拠点に、中国・インドを含むアジア新興市場での事業活動をメインに据え、更には、アメリカとその周辺市場においても生産・物流・販売の機能強化に努めています。

〔中期経営計画〕

上記の経営理念や経営戦略の下に、当社は3力年ごとの中期経営計画を策定しています。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の冒頭で「基本的な考え方」に記載しています。

すなわち、

当社は、商事機能とメーカー機能を併せた開発型企業として成長分野へ重点的な事業展開による事業活動を通じて、企業としての社会的な責任を果たしながら適正な利益を獲得し、継続的な企業価値(株主価値)の増大と安定的な配当を実現することが、株主をはじめとするステークホルダー(利害関係者)に対する基本的な使命であると認識しています。

そして当社は、この基本的な使命を遂行するために、健全で透明性が高くかつ公正な経営体制を構築し、また監査役会及び社長直轄の組織である内部監査室の監視の下で、迅速な意思決定を行い、コンプライアンスを含めたコーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬決定方針

当社は、当社の持続的な成長に向けて適切なインセンティブを付与するため、取締役の報酬は毎月の定期同額給与と年1回の利益連動給与により構成しています。利益連動給与と部分については、連結経常利益金額を基準として総額が計算され、限度額(年額)を100百万円として、役位ごとのポイントに基づいた配分を行うこととしています。

なお、社外取締役及び監査役については、業務執行を行うものではないことを踏まえて、毎月の定期同額給与のみとしています。

各取締役及び監査役の報酬の決定手続は、株主総会で承認された取締役及び監査役に対する報酬総額をもとに、取締役の定期同額給与については取締役会の決議により、また、監査役の定期同額給与については監査役の協議により、それぞれ決定しています。

(4)経営陣幹部・取締役の指名の方針・手続き

当社は、取締役及び監査役の選任基準を「取締役及び監査役の候補者選任に関する内規」で別途定めており、その基準に沿って取締役会で審議し、株主総会へ提出する候補者を決定しています。

なお、監査役候補者の選任に当たっては、法令の定めに従ってあらかじめ監査役会の同意を得ることとしています。

(5)経営陣幹部・取締役・監査役の個々の選任・指名についての説明

当社は、社外取締役及び社外監査役の候補者については、個々の選任理由を「株主総会参考書類」に記載しており、その他の取締役及び監査役の候補者については、個々の主な経歴を同参考書類に記載しています。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会で決議すべき事項及び報告すべき事項を「取締役会規則」に定め、法令・定款・取締役会規則等に従って取締役会を運営しています。また経営陣は、取締役会で決定された経営の基本方針や経営計画に沿って業務執行を行っており、個々の業務執行に当たっては「稟議規定」等の定めに従って、対象となる取引・業務の規模や性質に応じて決められた承認の下に業務執行を行っています。

【原則4-8】

当社は、独立社外取締役を2名選任しています。当社の独立社外取締役は、人格・見識に優れ、経営者としても経験豊富な者であるので、そうした経験や見識を生かして、取締役会では主に社外的な視点から、経営陣の業務執行に対する監督機能を果たしており、更に、取締役会における議論の活性化やガバナンス体制の更なる強化といった面でもその役割を果たしています。

【原則4-9】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、実質面でその独立性基準を担保できるよう、当社としての独立性基準を「独立役員の独立性基準」として別途定めています。

独立社外取締役の選定に当たっては、別途定める当社の「取締役及び監査役の候補者選任に関する内規」も考慮に入れ、当社の企業価値向上や持続的な成長に資するよう選任しており、取締役会における議論の活性化や建設的な意見等の提言によってその役割を果たしています。

【補充原則4-11-1】

取締役の選任に当たっては、「取締役及び監査役の候補者選任に関する内規」で定める選任の基準に沿って、当社の事業経営や当社の課題に精通し、あるいは、当社の持続的な発展や中長期的な企業価値の向上に資するという観点から、知識・経験・能力やグローバル視点といった要素を備え、かつ、取締役会全体としての多様性とバランスがとれた構成となるよう、取締役会で審議して選任しています。

また、取締役会の規模につきましては、取締役の員数を定款で20名以内としています。とりわけ、取締役会における迅速な意思決定が効果的に実施できる規模という観点も考慮に入れて、取締役の選任をしています。

【補充原則4-11-2】

取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任するなどの重要な兼職の状況は、「株主総会招集ご通知」で毎年開示しています。なお、当社の社外取締役及び社外監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に留めています。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性についての分析・評価は、国内外の先進事例などを参考にして、2015年度末までには実効性評価の方法等を検討し、2016年度以降に実効性の分析・評価を実施して、その結果の概要を開示してまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役及び監査役がその役割や責任を全うするために必要な知識や情報を入手するため、関連する協会等への加入や他社との交流会などへの参加機会を積極的に提供し、各種セミナーなどへの参加を通して有用かつ最新の知識と情報の取得ができるよう、努めています。

【原則5-1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していく上で、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると認識しています。そのため、IR担当部門は、株主・投資家の皆様に正確な情報を公平に提供し、建設的な対話を通して長期的な信頼関係を構築していけるよう、努めています。

東京証券取引所への適時開示やその他法令等に基づく会社情報の開示事項については、開示後速やかに当社のホームページ上においても公開しています。また、公平性を欠く選別的な開示にならぬよう留意し、かつ、インサイダー情報の管理にも努めています。

なお、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とさせていただきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ナガツタコーポレーション	3,603,280	18.39
株式会社宗屋	3,350,408	17.10
多摩興産株式会社	2,379,244	12.14
株式会社三井住友銀行	899,472	4.59
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	515,000	2.62
株式会社三菱東京UFJ銀行	460,480	2.35
石橋 仁至	382,000	1.95
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	340,000	1.73
ソマール従業員持株会	291,399	1.48
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	232,360	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂本 昇	他の会社の出身者								○			
春日 孝之	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本 昇	○	当社と同氏が勤務する雪ヶ谷化学工業株式会社との間には、取引関係がありますが、取引額は軽微であることから、一般株主と利益相反が生じる立場になく、独立性に影響を与えるおそれがないため、取引の概要については記載しておりません。	同氏を社外取締役に選任した理由は、企業経営における豊富な経験や実績を活かし、その幅広い見識を当社の経営に反映していただけると判断したためであります。 【独立役員の指定理由等】 同氏は、左記のとおり、一般株主と利益相反が生じる立場になく、独立性に影響を与えるおそれがないため、当社の独立役員として適任であると判断したことから、同氏を選任することと致しました。
春日 孝之	○	当社と同氏が勤務するNiKKi Fron株式会社との間には、取引関係がありますが、取引額は軽微であることから、一般株主と利益相反が生じる立場になく、独立性に影響を与えるおそれがないため、取引の概要については記載しておりません。	同氏を社外取締役に選任した理由は、企業経営における豊富な経験や実績を活かし、その幅広い見識を当社の経営に反映していただけると判断したためであります。 【独立役員の指定理由等】 同氏は、左記のとおり、一般株主と利益相反が生じる立場になく、独立性に影響を与えるおそれがないため、当社の独立役員として適任であると判断したことから、同氏を選任することと致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より監査計画の報告を期初に受け、期中においては実地棚卸等への同行等により、会計監査人の業務執行の適正性を確認するとともに情報交換を実施しており、会計監査人の実施した会計監査の結果について定期的に報告を受けております。
また、これに加えて必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の実効性を高めるため、相互に連携強化に努めております。

内部監査部門は、期初において監査役会との調整のもとで監査計画を策定し、この監査計画に基づき、各部署の業務執行状況について適法性・妥当性・効率性等、内部統制にかかる監査を実施しており、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査役会にも報告し、監査役は適時オブザーバーとして内部監査に同席して、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
穴戸 金二郎	弁護士										○			
亀山 晴信	弁護士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
穴戸 金二郎	○	当社と同氏が勤務する銀座法律特許事務所との間には、多額の報酬を伴う取引がないことから、一般株主と利益相反が生じる立場になく、独立性に影響を与えるおそれがないため、取引の概要については記載しておりません。	同氏を社外監査役に選任した理由は、法律の専門家としての知見及び経験を活かし、公正・中立な独立した立場から、当社の内部監査の充実及び取締役会の監督機能の強化を図ることができると判断したためであります。 【独立役員の指定理由等】 同氏は、左記のとおり、一般株主と利益相反が生じる立場になく、独立性に影響を与えるおそれがないため、当社の独立役員として適任であると判断したことから、同氏を選任することと致しました。

亀山 晴信	当社と同氏が勤務する亀山総合法律事務所との間には、多額の報酬を伴う取引がないことから、一般株主と利益相反が生じる立場になく、独立性に影響を与えるおそれがないため、取引の概要については記載しておりません。	同氏を社外監査役に選任した理由は、法律の専門家としての知見及び経験を活かし、公正・中立な独立した立場から、当社の内部監査の充実及び取締役会の監督機能の強化を図ることができるかと判断したためであります。
-------	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

取締役(社外取締役を除く)に対する報酬は、毎月の定期同額給与と年1回の利益連動給与によって構成されております。利益連動給与部分については、連結経常利益金額を基準として計算され、限度額(年額)を100百万円としております。なお、社外取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

当社の社内取締役及び監査役に対する報酬の内容は、次のとおりであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

取締役(社外取締役を除く。) 4名 18,977千円(基本報酬 18,977千円)

監査役(社外監査役を除く。) 1名 9,120千円(基本報酬 9,120千円)

社外役員 4名 13,200千円(基本報酬 13,200千円)

なお、当社は、従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成25年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結の時までの在任期間を対象として、当社所定の基準による相当額の範囲内で打切り支給することとし、その支給の時期については各役員の退任時とすることが決議されました。

(有価証券報告書において開示を行っております。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」の補足説明において記載を行っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役を補佐する担当部門は設置しておりませんが、社外取締役及び社外監査役からの要求に応じて関係各部門にて対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、原則として毎月1回の取締役会を開催して、経営上の重要な事項につき必要十分な審議検討のうえで慎重な判断を行っている一方で、重点的・継続的な経営課題については、随時、必要に応じて取締役を責任者とした適切な人員構成による組織横断型のプロジェクト・チームを編成して効率的かつ集中的に検討することによる意思決定プロセスの簡素化等によって意思決定の迅速化を図っております。

また、当社は、監査役会制度を採用しており、監査役3名（うち2名は社外監査役であり、社外監査役のうち1名を独立役員として指定しております）で構成されております。毎月1回開催される取締役会への出席、監査役監査、組織横断型のプロジェクト・チームへのオブザーバーとして参画等を通じて、取締役会等の業務執行に対する十分な監視・監督機能を果たしております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用するとともに、社外取締役を2名選任しております。これにより、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図ることと、取締役会の意思決定、決議に関する適正性、妥当性等が確保されているものと認識しております。

また、監査役会が社外監査役2名を含む3名で構成され、各監査役は取締役会他重要な会議体に出席する等、取締役の業務執行について厳正な監視を行うとともに、内部監査実施部門及び会計監査人と相互に連携を取り、経営の監視機能の面で十分に機能する体制を整えていることから、現体制において取締役会に対する監視・監督は十分に機能しているものと認識しているためであります。

さらに、従前から取締役の任期を1年と規定することにより、重要なステークホルダー（利害関係者）である株主が、取締役の業務執行及びその成果に対して直接的に毎年開催される定時株主総会において、信任の判断が行える体制であることも理由の1つであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ(http://www.somar.co.jp)において、有価証券報告書・決算短信等のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRC部がIRを担当しており、担当部長1名、担当2名の計3名で対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境の保全が地球社会の良き企業市民として重要な使命の一つであることを認識し、環境方針を定め事業所全部門の力を合わせて、汚染の予防と環境マネジメントシステム及び環境パフォーマンスの継続的改善に取り組んでおります。また、環境保全への具体的な取組みについては、CSR報告書において情報開示を図っております。 また、CSR(企業の社会的責任)活動については、QAC部を窓口とし、ステークホルダーとのコミュニケーションの活発化、コンプライアンス体制の確立、CSRを意識した製品開発ならびにサービス等、CSR活動の継続的改善に向けて一層努力するとともに、具体的な取組み内容について、CSR報告書において継続的に情報開示を図って参ります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会の業務執行について、監査役会による監査・監督を実施する監査役会設置会社制度を採用しております。事業活動については、企業としての社会的な責任を果たしながら適正な利益を獲得し、継続的な企業価値(株主価値)の増大と安定的な配当を実現することを基本的な使命であると認識し、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保するための内部統制システムを模式図のとおり構築し運用しております。

また、コンプライアンス・ポリシーとしての企業行動憲章等を作成し、それを役員及び使用人に配布すること等により、コンプライアンスに対する意識の醸成を図るとともに、取締役会の重要な意思決定又は報告について、取締役会議事録等の文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規定を整備するといった具体的な施策も講じております。

リスク管理については、各事業部門は、部門責任者の下でそれぞれの部門に関するリスク管理を実施するとともに、各事業部門責任者は、必要に応じて適時にリスク管理の状況を取締役に報告する体制を構築し運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりです。

当社は、企業活動の行動指針を定めた「ソマールグループ企業行動憲章」の中で反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方も明記しており、その精神に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して、一切関与することなく毅然とした態度で臨み、これらに係る取引先とはいかなる取引も行いません。

また、地元警察などの関係行政機関との連携を深め、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の研修会等に参加して日頃から情報収集を行うことに努めており、有事に備える協力体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 情報取扱責任者

取締役 三村 摂

2. 適時開示事務担当部門

部門 IRC部・F&A部
主な役割 会社情報(発生事実)の把握及び確認
決算情報の作成
親会社等(株式会社宗屋)との連絡窓口
適時開示事務手続き(開示文書作成、TDnetへの登録他)

3. 適時開示に係る社内体制の状況

当社では、情報取扱責任者の統括のもと、適時開示が求められる会社情報について、網羅的に迅速かつ正確な情報開示が可能な社内体制を、以下のように整備・運用しております。

なお、必要に応じて会計監査人及び弁護士のアドバイスを受けております。

(1) 決定事実

毎月1回以上開催される取締役会において決議された適時開示が必要な決定事実は、情報取扱責任者により適時開示事務担当部門へ決議内容が伝達されます。そして、それに基づき適時開示事務担当部門が作成した公表資料を、情報取扱責任者が内容の適正性を確認の上承認し、速やかに開示を行っています。

(2) 決算情報

決算業務担当部門であるF&A部が作成した適時開示が必要な決算情報は、F&A部担当役員が承認のうえ取締役会において決議された後に、情報取扱責任者より適時開示事務担当部門に開示手続きが指示されます。そして、それに基づき作成された公表資料を、情報取扱責任者が内容の適正性を確認の上承認し、速やかに開示を行っています。

(3) 発生事実

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した各部門から速やかに適時開示事務担当部門へその内容が伝達され、情報取扱責任者に報告されます。その後、情報取扱責任者が適時開示の必要性を判断し、開示の必要がある場合は、情報取扱責任者から適時開示事務担当部門へ開示手続きを行うよう指示し、それに基づき作成された公表資料を、情報取扱責任者が内容の適正性を確認の上承認し、速やかに開示を行っています。

(4) 親会社等

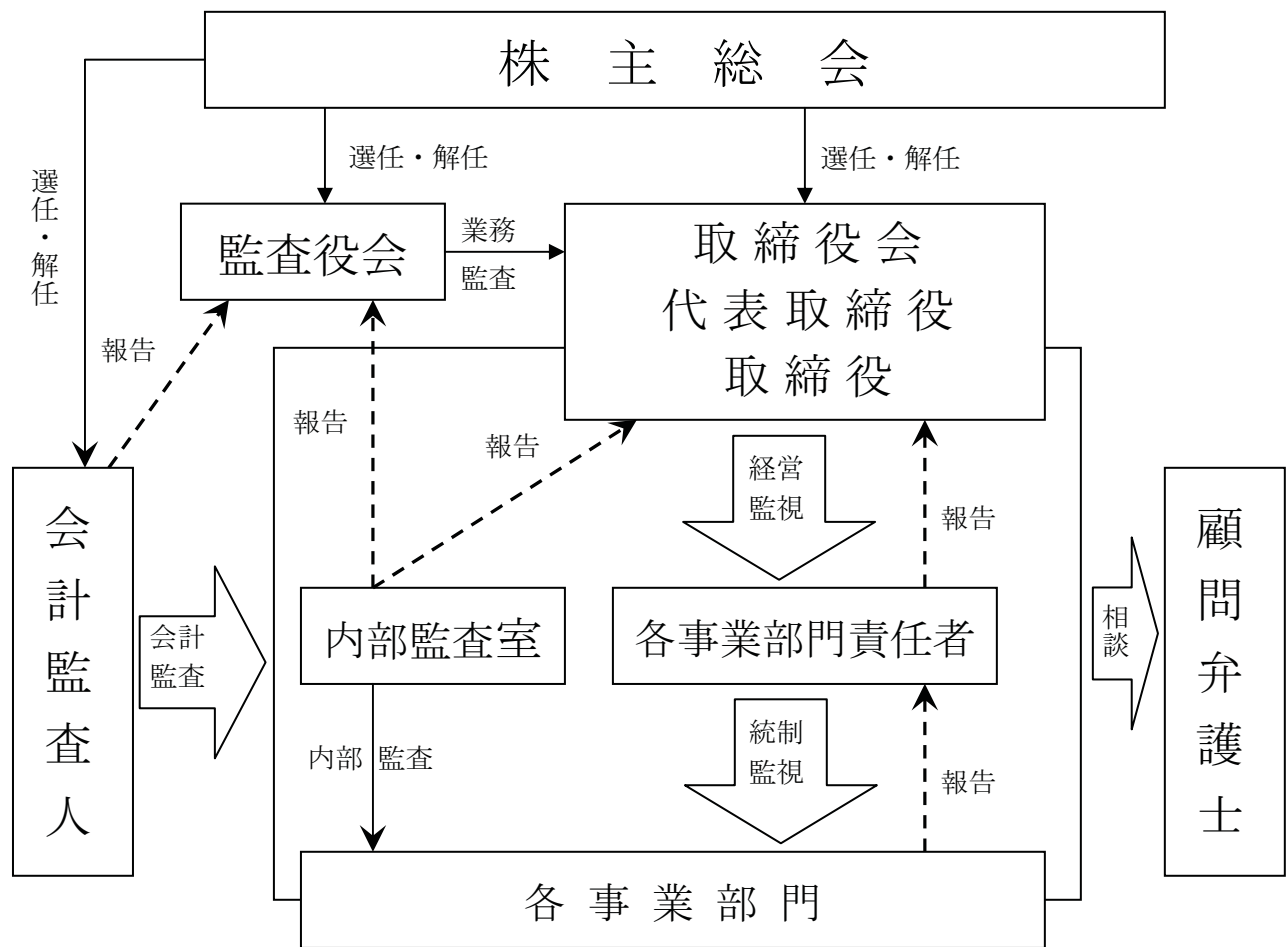
適時開示を要する親会社等である株式会社宗屋より、適時開示事務担当部門へ親会社等に係る適時開示項目の内容が報告され、その内容は適時開示事務担当部門から情報取扱責任者へ報告されます。その後、情報取扱責任者が適時開示の必要性を判断し、開示の必要がある場合は、情報取扱責任者は適時開示事務担当部門へ開示手続きを指示し、それに基づき作成された公表資料を、情報取扱責任者が内容の適正性を確認の上承認し、速やかに開示を行っています。

なお、親会社等の会社情報を適切かつ迅速に把握・管理するため、株式会社宗屋と当社との連絡体制の整備を行っています。

4. 適時開示体制のモニタリング

当社では、内部監査業務についてより独立性を高め内部統制機能を充実させるため、代表取締役社長直属の独立した組織である内部監査室を設置しております。上記に記載した適時開示体制の整備運用状況については、内部監査室によって計画的に監査が行われております。適時開示体制に不備事項が内部監査室より指摘された場合は、代表取締役社長の指示により、改善計画が立案・実施され、内部監査室がその改善計画を監視する体制となっております。

以上の会社情報の適時開示に係る社内体制の概況(模式図)は、内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図の後に、添付しております。



適時開示体制の概要（模式図）

